

北海道胆振東部地震への対応

《目次》

1. 当協会の概要
2. 北海道胆振東部地震ドキュメント
3. 保証制度の概要
4. 震災関連の保証利用状況
5. 緊急短期資金保証の利用状況
6. まとめ



令和元年8月7日（水）

1. 当協会の概要

プロフィール

≪ 設 立 ≫ 昭和24年4月28日
 ≪ 基本財産 ≫ 572億円
 ≪ 利用企業者数 ≫ 47,227企業
 ≪ 保証債務残高 ≫ 6,877億円
 ≪ 役職員数 ≫ 200名
 (平成31年3月31日現在)

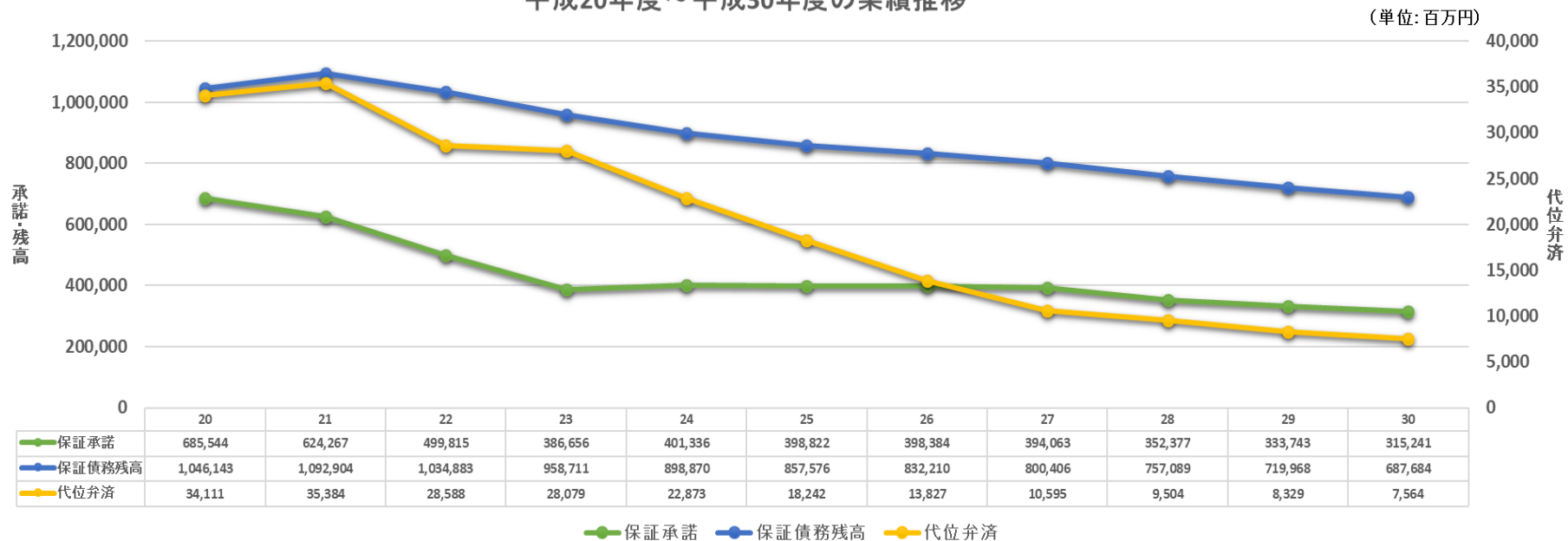
≪ 本支店所在地 ≫

- 本店 札幌市
- 支店 函館市、帯広市、北見市、小樽市、旭川市、釧路市、室蘭市、滝川市、苫小牧市
- ▲ 北海道胆振東部地震で激甚災害の指定がなされた厚真町・安平町・むかわ町



事業概況

平成20年度～平成30年度の業績推移



2. 北海道胆振東部地震ドキュメント（平成30年9・10月）

日付	協会の対応
平成30年9月6日（木）	< 午前3時7分 地震発生（最大震度7）、午前3時25分 北海道全域停電（ブラックアウト） > 特別相談窓口設置（9月8日「北海道新聞」記事掲載）
9月7日（金）	一部の支店を除き停電復旧 広報活動展開（ニュースリリース、ホームページ、facebook）
9月8・9日（土・日）	札幌本店・苫小牧支店 緊急休日相談窓口開設 <9月中休日開設>
9月10日（月）	緊急短期資金保証 創設決定 取扱開始に向けた金融機関・関係機関等への連絡、広報活動の展開開始
9月12日（水）	緊急短期資金保証 取扱開始 (9月13日「北海道新聞」記事掲載、9月16日「北海道新聞」広告掲載)
9月13日（木）	緊急短期資金保証 第1号保証承諾 BCP策定サポート保証 創設決定
9月19日（水）	セーフティネット保証4号 指定告示・取扱開始（対象地域：道内全域）
9月20日（木）	北海道融資制度「災害復旧」にかかる一般保証の保証料割引開始 (セーフティネット保証・災害関係保証は常時割引)
9月25日（火）	セーフティネット保証4号 第1号保証承諾
9月27日（木）	BCP策定サポート保証 取扱開始に向けた金融機関・関係機関等への連絡、広報活動の展開開始
9月28日（金）	広報誌「保証のしるべ 臨時号」（北海道胆振東部地震に関連する特別号）を発行
10月1日（月）	災害関係保証 取扱開始 (9月28日 激甚災害指定閣議決定、10月1日 政令公布・施行、対象地域：厚真町・安平町・むかわ町)
10月4日（木）	F MラジオCM放送（緊急短期資金保証、相談窓口）
10月12日（金）	BCP策定サポート保証 取扱開始 (同日「北海道新聞」記事・広告掲載)
10月18日（木）	災害関係保証 第1号保証承諾

3. 保証制度の概要

緊急短期資金保証

- 《対象》 北海道胆振東部地震により直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者
- 《限度額》 直近決算（確定申告）の平均月商の1ヵ月以内、かつ、既存の保証付融資残高（根保証においては融資限度額）を含め、次の保証限度額の範囲内
普通保証 : 2億円以内（組合は4億円以内）
無担保保証 : 8,000万円以内
無担保無保証人保証 : 2,000万円以内
- 《保証期間》 12ヵ月以内
保証期間到来時、一括返済できない場合は、長期資金へ借換可能
- 《返済方法》 一括返済

30.9.13 北海道新聞

契約ができてきよまじになる。期間は2019年2月末まで。本人確認書類を後日提示する必要が。 (津田祐慈)

被災企業の資金繰り 道信用保証協が支援

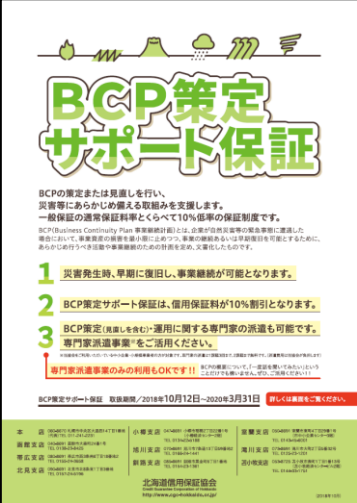
北海道信用保証協会（札幌）は12日、胆振東部地震で被災した中小企業や個人事業主の資金繰りを支援する「緊急短期資金保証制度」を創設した。平均月商を上限とした借り入れについて、最長1年間保証する。保証限度額は2億8千万円以内。保証料率は0.45〜2.0%。期日が到来しても、経営状況などに応じて長期資金への借り換えもできる。このほか、被災企業や経営者向けの相談窓口を道内全10拠点に開設し、電話でも受け付ける。

保証制度の問い合わせは同協会業務課 ☎011・241・2234、相談窓口はフリーダイヤル0120・279・540へ。

一方、住宅金融支援機構（東京）も融資や返済に関する相談窓口（☎0120・086・2003）を設置。日本損害保険協会（東京）は保険会社との契約に関する

BCP策定サポート保証

- 《対象》 BCPの策定または見直しを行い、災害等にあらかじめ備える取組みを行う中小企業・小規模事業者
BCPは、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針（第2版）」に基づき策定し、同指針に定める基本コースの内容を充足する計画が対象
- 《保証料率》 0.40%～1.71%
※通常保証料率から10%割引、有担保割引、会計参与設置割引の適用可
- 《資金使途》 以下の事業資金（借換資金は不可）
(1) BCPの策定または見直しを行うために必要となる資金、専門機関への委託経費、講習会への参加費等
(2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みに必要な資金 防災・減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金



BCPの策定または見直しを行い、災害等にあらかじめ備える取組みを支援します。一般保証の通常保証料率とくらべて10%低率の保証制度です。 ※この「Business Continuity Plan」事業継続計画は、企業が被災後迅速に事業活動を再開し、被害を最小限にとどめ、事業の継続を図るための早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき災害発生時対応のための計画を定め、立案したものです。

- 1 災害発生時、早期に復旧し、事業継続が可能となります。
- 2 BCP策定サポート保証は、借用保証料が10%割引となります。
- 3 BCP策定（見直しを含む）運用に関する専門家の派遣も可能です。専門家派遣事業をご活用ください。

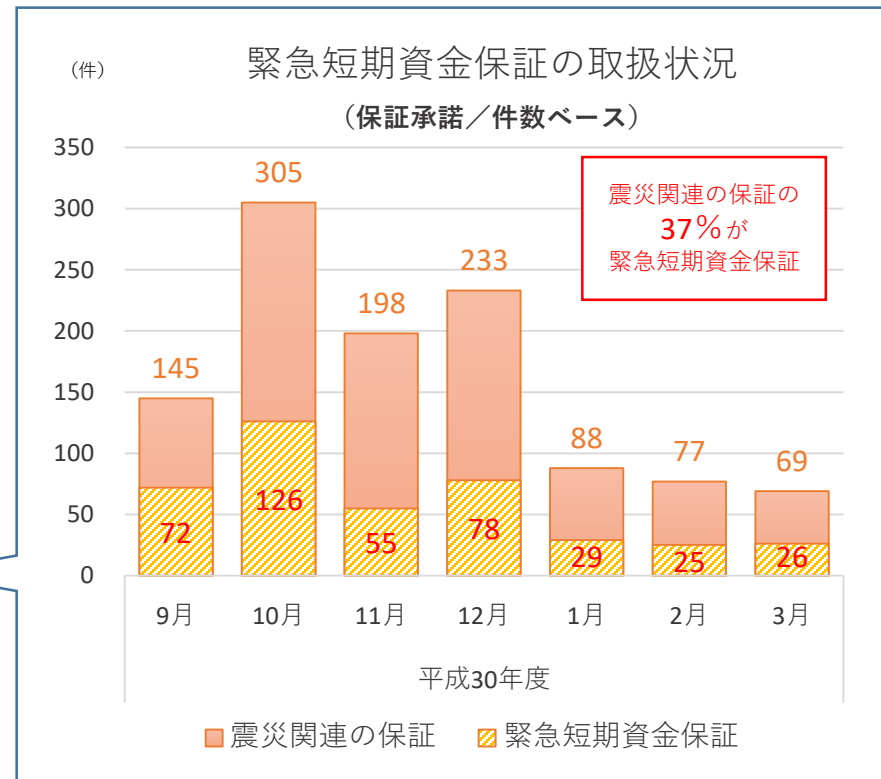
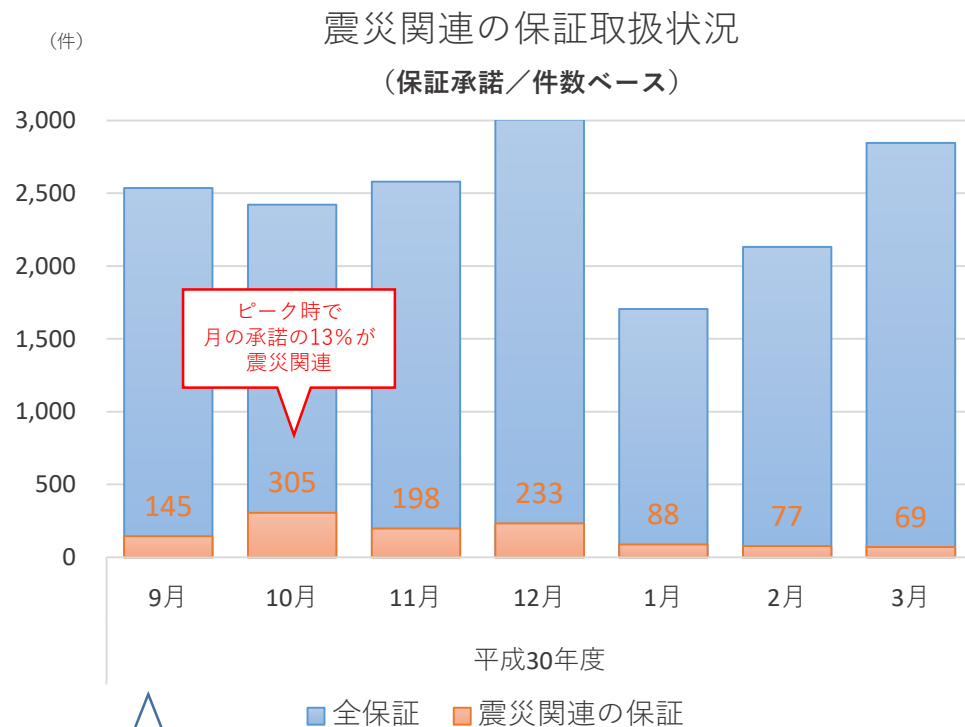
BCP策定サポート保証 取扱期間/2018年10月12日～2020年3月31日 申し込みは継続中ですので、

札幌	旭川	釧路
帯広	小樽	旭川
苫小牧	札幌	旭川
千歳	札幌	旭川
苫小牧	札幌	旭川
千歳	札幌	旭川

北海道信用保証協会
〒060-0801 札幌市中央区南一条西五丁目1番1号
TEL: 011-241-2234 FAX: 011-241-2235
http://www.hokkaido-guarantee.co.jp

4. 震災関連の保証利用状況

- 震災に起因した保証利用（承諾件数）は1,115件。10月の305件をピークに徐々に減少。（平成30年度末時点）
- 震災関連の保証承諾のうち、約4割が当協会独自制度「緊急短期資金保証」を利用。



政策保証の利用状況（平成30年度累計）

	政策保証			
	震災関連の保証	S N保証	災害関係保証	緊急短期資金保証
承諾件数	1,115	240	3	411

《緊急短期資金保証》

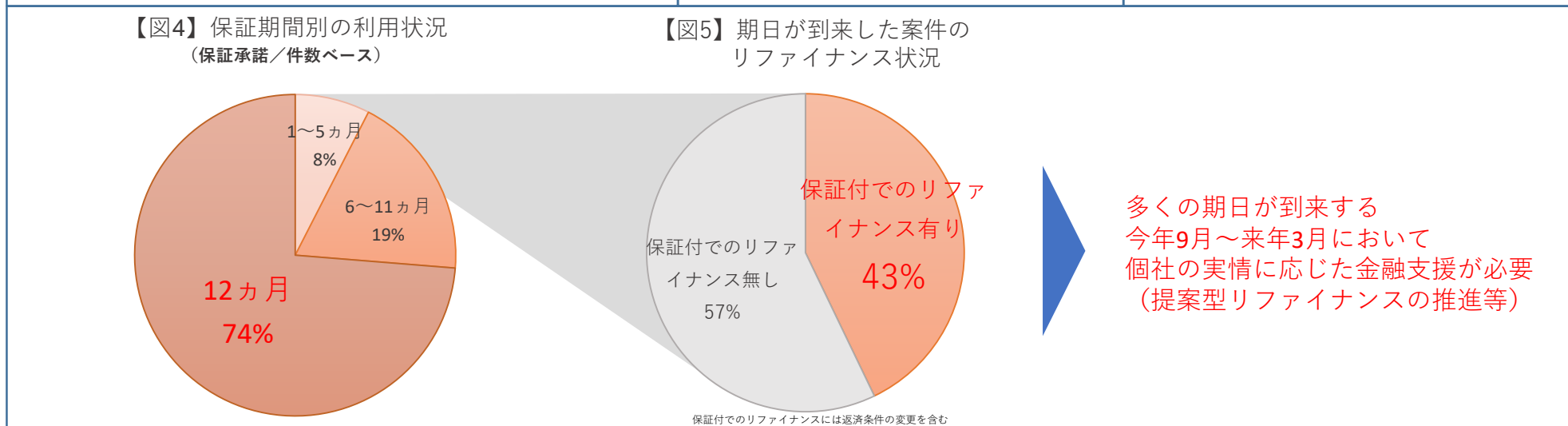
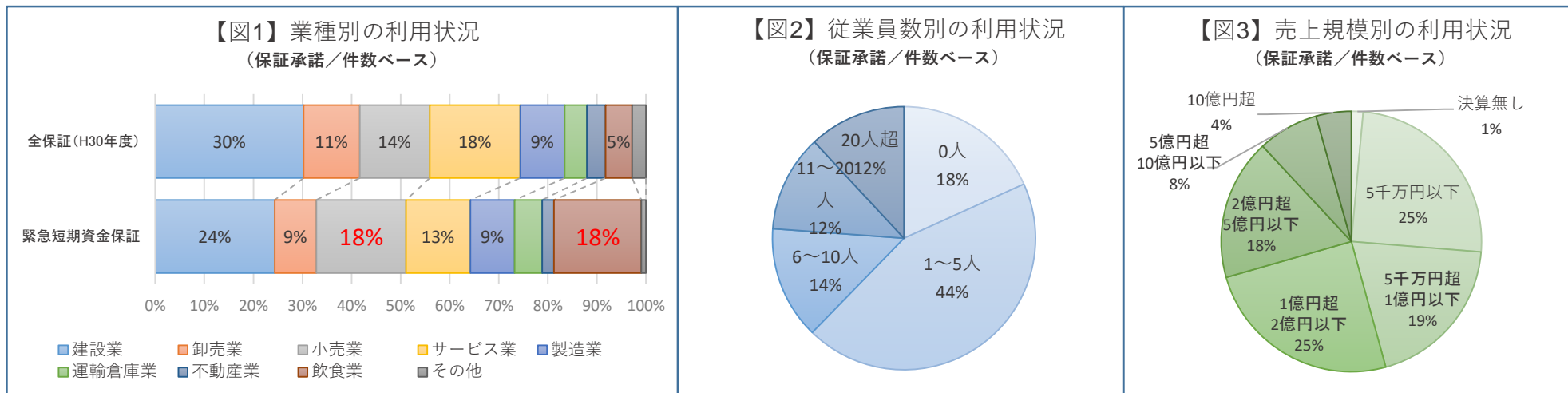
○ 期間最大12ヵ月とすることで、即座の資金確保に加え返済不安を払拭。期日後も個社の実情に応じて借換可能な設計とし、使い勝手を重視した。

《その他の保証》

○ 他借入との口数集約の提案等により政策保証を利用しない弾力的な取扱いも積極的に実施。

5. 緊急短期資金保証の利用状況

- 緊急短期資金保証の利用は、全道ブラックアウトの影響で在庫廃棄等が必要となった小売店・飲食店の利用が目立った。【図1】
- また、従業員数5人以下の利用が6割超、売上規模1億円以下の利用が4割超と小規模先の利用も目立った。【図2・3】
- 震災の影響規模が不透明であったこともあり、制度上の最長期間である12ヵ月の利用が最多。【図4】
- 既に期間が到来している保証のうち、約4割が保証付でのリファイナンス（短期資金の再利用もしくは長期資金の導入など）を行っており、多くの期日が到来する今年9月～来年3月において個社の実情に応じた金融支援が必要。【図5】



6. まとめ

情報交換の大切さを実感 ～ 先行事例の横展開 ～

緊急短期資金保証

- 全国信用保証協会連合会が開催した情報交換会における熊本県信用保証協会からの平成28年熊本地震の対応事例発表、その後の情報提供を参考に、危機対応時の体制整備を進めていた。
- 地震発生後速やかに「緊急短期資金保証」を取扱開始。（9月10日広報開始、9月12日取扱開始、9月13日第1号保証承諾）

BCP策定サポート保証

- 当協会は、北海道経済産業局の「BCP策定率向上のためのアクションプラン」「北海道BCP推進会議」の構成機関。
- 道内企業のBCP策定率が全国平均を下回っていることを課題認識とし、BCP策定のための専門家派遣も可能とした保証制度を創設するため、金融機関・関係機関の取り組みや他協会からの情報提供を参考に、本保証制度の取扱開始に向けて準備を進めていた。
- 地震発生後、当初の予定を1か月前倒して「BCP策定サポート保証」を取扱開始。（9月27日広報開始、10月12日取扱開始、現時点で保証取扱はないが専門家派遣の相談あり日程調整中）

これからも地域社会に貢献するために ～ 企業とともに、地域のために ～

セーフティネット機能の強化

- 北海道胆振東部地震の経験をふまえ、緊急短期資金保証の取扱開始等の有事における初動対応の一層の迅速化に向け、情報収集・伝達・共有の円滑化に向けたルールづくり等、見直しすべきことに取り組む。
- 初動対応の迅速さが地域社会の安心に繋がることを一層に認識し、保証協会の使命を果たす。

対応事例の研究と共有

- 引き続き他地域における対応事例のインプットと研究に取り組み、他地域との情報共有（先行事例の横展開）に努める。

道内企業のBCP策定率向上への取り組み

- 企業訪問時におけるニーズの把握、関係機関が開催するセミナーや金融機関との連携によって、引き続き周知活動を行う。
- 道内企業のBCP策定率向上のために保証協会ができることを思考を止めずに取り組む。

令和元年7月3日 北海道新聞

